

意見書

令和元年 月 日

(あて先) 川 崎 市 長

〒

住 所 : _____

ふり がな _____

氏 名 : _____

電 話 : _____

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第13条第1項の規定による意見書を次のとおり提出します。

指定開発行為の名称

(仮称) 鷺沼駅前地区第一種市街地再開発事業

防災対策

申請書には防・消化計画として、「消防水利については、既設消火栓等により、有効消防水利を充足させる計画である」と一行のべられているが、鷺沼駅周辺、特に市道久末鷺沼線の陸橋から駅前広場にかけての土砂災害警戒区域の指定部分の対策がなんら考慮されていない。南海トラフ大地震が今後30年間に7割の確立で予想される中、災害時に対策本部となる区役所移転はすべきではない。

大震災による鷺沼駅上の陸橋の崩落、ホーム法面の崩壊と線路上への土砂崩落等多くの方が危険を訴えてきましたが、なんの対策も環境評価もないのはなぜでしょうか？ 評価項目に入れて、対策を講じることを求めます。今後、この土砂災害警戒区域をどう対策するつもりか。

(備 考)

- 1 提出された意見書は、個人情報伏せてその写しを指定開発行為者（事業者）に送付します。
- 2 意見に対する見解は指定開発行為者（事業者）が作成します。
詳細は裏面を御覧ください。
- 3 この用紙で記載しきれない場合は、便箋、罫紙等を用いてください。
- 4 送付先 〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市環境局環境評価室
電話番号 044-200-2156
- 5 提出期限 令和元年9月26日（木）まで（当日消印有効）